

## 会費規程

- 第1条 本規程は定款第 8 条に定める入会金及び会費について必要事項を定めるものとする。
- 第2条 正会員、準会員及び賛助会員は、別紙に定められた会費区分に基づく入会金及び年会費（基本年会費+店舗数加算+役付加算(理事会社のみ)）を納付する。  
準会員の役付け加算（理事会社のみ）は、正会員の半額とする。
- 第3条 特別会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。
- 第4条 第 2 条に定める年会費のうち基本年会費及び店舗数加算は、入会が承認された翌月から起算した月割額とする。ただし、入会金及び役付加算については全額とする。
- 第5条 入会金及び年会費は、現金一括納入を原則とし、指定された期日までに本協会が指定する銀行口座への振込みにより納入しなければならない。
- 第6条 会員がすでに納入した入会金及び年会費はいかなる場合であっても返還しない。
- 第7条 会員は、定款及び会員規程の規定により会員の資格を喪失しても、会費等の滞納がある場合は、当該債務を継続して履行する義務を負う。
- 第8条 正会員が正会員の資格を失い準会員になった場合、また準会員が正会員の資格を得て協会所定の手続きを経て正会員になる場合には、入会金を免除する。
- 第9条 この規程の変更又は廃止は、理事会の協議を経て社員総会の決議により行う。ただし、加入促進施策等一時的に期限を定めた入会金及び会費の変更は理事会の議決を経て行うことができる。

### 附則

この規程は、2015 年 1 月 14 日から施行する。

2015 年 1 月 14 日 制定

2015 年 1 月 14 日 施行

2015 年 5 月 7 日 改訂

2016 年 6 月 3 日 改訂

2017 年 6 月 2 日 改訂

2018 年 6 月 8 日 改訂

2019 年 6 月 7 日 改訂

2021 年 6 月 4 日 改訂

2024 年 6 月 7 日 改訂

## 別 表

単位：千円

区分	項目		金額	備考	
正会員	入会金		100		
	年会費	基本年会費		96	
		店舗数加算 *ブランド係数付与	一次代理店としての直営店舗	10	単金/1店舗
			運営委託店舗・運営受託店舗	5	単金/1店舗
		役付加算	会長	1,500	
			副会長	1,000	
			理事（売上高 100 億円以上）	500	
			理事（売上高 100 億円未満）	200	
			理事（売上高 50 億円未満）	100	
	理事（売上高 25 億円未満）	50			
準会員	入会金		50		
	年会費	基本年会費		48	
		店舗数加算 *ブランド係数付与		5	単金/1店舗
		役付加算	理事（売上高 100 億円以上）	250	
			理事（売上高 100 億円未満）	100	
			理事（売上高 50 億円未満）	50	
理事（売上高 25 億円未満）	25				
賛助会員	入会金		100		
	年会費	基本年会費	120		

注 1) 店舗数加算の考え方は以下の通りとする。

「保有店舗数×単金×ブランド係数」

- \* 保有店舗数は、年会費の対象年度の 4 月 1 日時点で会員が保有するキャリアショップ数とし毎年  
年度見直すものとする。
- \* ブランド係数は、1 店舗当たりの平均スタッフ数が最も多いブランドを 1 とし、その単金を 10  
千円とする。他のそれぞれのブランドの平均スタッフ数をこれと比較して小数点第 2 位まで求  
める。
- \* 1 店舗当たりの平均スタッフ数は、各事業者から入手した代理店が運営するキャリアショップ

の4月1日時点の1店舗当たりの平均スタッフ数を用いることとし、毎年度見直すものとする。

\* 単金×ブランド係数で算出されたブランド別の店舗数加算額は、小数点以下を四捨五入して整数とする。

\* ブランドは、ドコモ、au、UQモバイル、ソフトバンク、ワイモバイル、楽天モバイルとする。

注2) 正会員の一次代理店としての直営店舗の店舗数加算は300万円、運営委託店舗・運営受託店舗の店舗数加算は150万円を上限とする。

注3) 準会員の店舗数加算は150万円を上限とする。

注4) 正会員・準会員の店舗数加算は、売上高1,000億円未満の会員については、100万円を上限とする。

注5) 売上高の根拠は、携帯電話事業とする。但し不明の場合は全社売上とする。